

## 第5回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第65号 いちき串木野市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 第 2 議案第66号 防災行政無線戸別受信機の購入について
- 第 3 議案第67号 土地の取得について
- 第 4 議案第68号 いちき串木野市企業の誘致促進及び育成に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 第 5 陳情第17号 津波避難適応場所小原墓地への避難道路の整備を求める陳情
- 第 6 介特予算議案第3号 平成25年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2  
号）
- 第 7 療特予算議案第4号 平成25年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第3  
号）
- 第 8 議案第69号 指定管理者の指定について
- 第 9 議案第70号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第71号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第72号 指定管理者の指定について
- 第12 議案第73号 指定管理者の指定について
- 第13 議案第74号 指定管理者の指定について
- 第14 議案第75号 指定管理者の指定について
- 第15 公下水特予算議案第3号 平成25年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予  
算（第2号）
- 第16 国宿特予算議案第3号 平成25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第2  
号）
- 第17 予算議案第5号 平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）
- 第18 議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第19 議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第20 閉会中の継続審査について
- 第21 閉会中の継続調査について
- 第22 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	田中和矢君	11番	西別府治君
3番	福田道代君	12番	中里純人君
4番	平石耕二君	13番	竹之内勉君
5番	西中間義徳君	14番	寺師和男君
6番	大六野一美君	15番	原口政敏君
7番	中村敏彦君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	平川秀孝君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財	政	課	長	中	屋	謙	治	君						
副	市	長	石	田	信	一	君	市	来	支	所	長	吉	田	裕	史	君
教	育	長	有	村	孝	君	教	委	総	務	課	長	白	井	喜	宣	君
総	務	課	長	前	屋	謙	三	君	消	防	長	深	山	龍	朗	君	
政	策	課	長	田	中	和	幸	君									

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1～日程第17

議案第65号～予算議案第5号一括上程

○議長（下迫田良信君） 日程第1、議案第65号から日程第17、予算議案第5号までを一括して議題とします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長中村敏彦君登壇]

○総務委員長（中村敏彦君） 総務委員会に付託されました案件は、単行議案4件、予算議案1件、陳情8件の計13件であります。

去る12月13日に委員会を開催し、陳情7件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第65号いちき串木野市地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてであります。

本案は、国の緊急経済対策で創設された地域の元気臨時交付金を地域経済の活性化を図るために実施する事業の財源に充てるため、新たな基金条例を制定するものであります。

説明によりますと、地域の元気臨時交付金は、国の緊急経済対策で地域経済の活性化と雇用の創出を図るために創設された交付金で、本市においては負担額の9割が交付され、建設地方債の対象となる地方単独事業に充当できるというものであります。

本市への元気臨時交付金の総額は6億9,783万5,000円で、6月の補正予算において市道永山線維持事業など7事業に8,198万5,000円が充当されており、今回の補正予算においては、平成25年度事業の財源組替えとして道路改良特別事業など9事業に2億1,385万円、平成26年度事業の市道の舗装改良、市営住宅の水洗化、公園等のトイレ整備などに活用するため4億200万円を基金に積み立てるとのこと

であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号防災行政無線戸別受信機の購入についてであります。

本案は、防災行政無線戸別受信機900台を4,032万円で購入するに当たり、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、指名業者10社のうち7社が辞退したことについて質したところ、指名業者については本市に指名願いが提出され、過去に実績のある10社を選定した。辞退の理由については、防災行政無線がアナログ方式からデジタル方式に更新され、地域の自治会でも使えるという新しいシステムとなったため、対応できる業者が3社であったと理解しているとの答弁であります。

また、落札率が99.97%になったことについて質したところ、昨年、戸別受信機1万3,000台を購入した際の単価がベースになった形での落札がなされたのではないかと考えているとの答弁であります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号土地の取得についてであります。

本案は、西薩中核工業団地の西薩町2番ほか3筆16万8260.25平方メートルを市の工場用地として企業誘致等に活用するため、1億9,900万円で取得するに当たり、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、譲渡金額は、㎡当たり1,183円で、中小企業基盤整備機構の現在の平均譲渡価格単価7,500円に対し、約6分の1の金額になることとあり、譲渡金額の支払いは、平成26年度から平成32年度までの7年間、年2回の元金均等の分割払いで、譲渡代金と年0.85%の利息を含めた総額は、2億534万4,271万円になることとあります。

審査の中で、譲渡単価は、他の団体と比較してどうかと質したところ、他に26団体が購入すると聞いているが、ほぼ同様な内容になっているとの答弁で

あります。

また、土地の取得により、固定資産税や維持管理費についてはどうなるのかと質したところ、現在は、中小企業基盤整備機構が年間固定資産税を約850万円、草刈りや植栽帯の維持管理に約500万円を負担しているが、購入により、維持管理費については市の負担となるとの答弁であります。

さらに、安く購入することにはなるが、企業誘致が進まないと市の出費が膨らんでいくのではないかと質したところ、土地の取得については、市として自由な施策を行いたいということも理由の一つにあったが、中小企業基盤整備機構の用地販売業務が法律により平成25年度できなくなり、仮に市が取得しなければ、国が他に売買し、産廃関係や太陽光パネルの設置など、雇用拡大や地域経済の活性化につながることも懸念された。市の維持管理経費が大きくならないよう、できるだけ早い分譲促進、利用促進を図っていききたいとの答弁であります。

また、今回の取得により、市の裁量が大きくなるが、甌島航路を守っていかなければならない観点から、利用者の駐車場用地としての活用は考えられないかと質したところ、重要な課題であることから、十分検討していききたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号いちき串木野市企業の誘致促進及び育成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、西薩中核工業団地を独立行政法人の中小企業基盤整備機構から市の工場用地として取得することを踏まえて、より一層の企業誘致及び市内企業の育成を図るため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、改正の主な内容は、一つ目に、事業所等設置補助の雇用促進補助への変更で、現在の事業所等設置補助は、雇用の促進を目指し、3,000万円を限度に新規の地元雇用者1人につき10万円を補助する制度で、新設でかつ市外事業所のみが対象となっていたが、これを新制度では、市内事業者及び増設についても対象とし、1人につき50万円、最大で1億円を補助するものであります。

二つ目に、設備投資に対する補助金は、これまで用地取得補助のみであったものを、建物、機械等の整備にも対応できるように設備投資促進補助の新設及び市内の民間の空き工場等を借りた場合にも対応できるように空き工場活用補助の制度を新設し、この用地取得を補助、設備投資促進補助、空き工場活用補助のいずれか一つを選択できるようにするものであります。

用地取得補助については、現在、土地の取得価格30%以内の補助金を西薩中核工業団地では、新規雇用者数に応じて最大で5,000万円、西薩以外の市有地では3,000万円となっていたものを、西薩中核工業団地で新規雇用者数に応じて3,000万円から最大で2億円までとするもので、市の判断により、適正な工場用地であれば、市有地に限らず、民有地についても対象にしたいとのことであります。

設備投資促進補助は、建物や機械整備など設備投資に要した金額の10%以内で補助金を支給できる制度で、補助金の限度額は新規雇用者数に応じて最大2億円以内とするものであります。

空き工場活用補助は、民間の空き工場等を賃借して製造業を行う事業者を支援する目的で、改装費補助は改装費の50%以内で、限度額が500万円、賃借料補助は賃借料の50%で、3年間、年間250万円を限度とするものであります。

三つ目が、補助金の限度額の拡充として、これまで、事業所等設置補助3,000万円、用地取得補助5,000万円の最大8,000万円であったものを、今回、雇用促進補助を1億円、用地取得補助など三つの補助金のうちから一つの選択で2億円、最大3億円とするものであります。なお、施行期日は平成26年1月1日となっております。

審査の中で、土地の賃貸について、これまでに土地を購入された既存企業とのバランスの問題と事業所用水補助の考え方について質したところ、土地の賃貸については10年間を無償とし、それ以降、20年までは、㎡当たり200円程度の賃貸料等を考えている。その後、土地の譲渡については相談したい。10年間無償という部分については、補助金の拡充等もしくは制度を導入した際には、従前との差異が出る

ことはやむを得ないのではないかと考えている。市の維持管理コストも考えれば、できるだけ早く建屋をつくってもらい、その部分の固定資産税の活用をしたいという考え方も持っている。また、既存企業に対する用水補助については、今回、制度の変更はしていないが、団地内の企業からも要望が多く、今後、当初予算等を考える中で検討していきたいとの答弁であります。

また、企業誘致を進める観点から、企業を紹介した市民や県内外の本市出身者などに奨励金を出すような施策は考えられないかと質したところ、以前、中小企業基盤整備機構がそのような施策を進めていたが、本市は県内外で観光大使を任命しており、今後、この方々の活用も含め十分検討していく課題であると思っている。西薩中核工業団地に早く企業を誘致し、地域活性化につなげるというのが私どもの使命であるので、庁内一丸となって取り組んでいきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第5号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）中、委員会付託部分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,527万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ169億4,642万2,000円とするほか、債務負担行為の補正並びに地方債の補正を行うものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

9款地方交付税は、今回の補正の所要財源として4,929万6,000円を追加するものであります。

13款国庫支出金6億1,585万円の追加は、地域の元気臨時交付金の追加であります。

20款市債2億2,180万円の減額は、事業費決定及び地域の臨時交付金の充当による財源調整を行うものであります。ちなみに、12月補正後の市債残高の見込みは、213億6,914万6,000円で、このうち交付税措置率が60%、また、合併特例債の活用は38億8,070万円で、活用率としては47%になるとのことであります。

次に、歳出の主なるものについてであります。

歳出においては、人事異動等による給与費等の調整が各款にわたり行われております。

それでは、2款総務費についてであります。財産管理費4億200万円は、地域の元気臨時交付金基金積立金であります。国際交流事業費197万1,000円は、姉妹都市盟約35周年記念の訪問団派遣事業に係る市長、議長など4名分の旅費と記念品代等の経費であります。企業立地対策費161万9,000円の減額は、西薩中核工業団地の土地代の支払いが平成26年度からになったことにより、全額を減額するものであります。共生協働推進費の備品購入費146万1,000円は、全額県補助により、生福、旭、川上の各交流センター及び勤労青少年ホームに簡単に移動ができるキャスター付きの会議用テーブルを70台購入しようとするものであります。負担金補助及び交付金71万5,000円は、野中楯・横須自治公民館の屋根、外壁補修に係る自治公民館建設整備事業補助金などの計上であります。

次に、第2条、債務負担行為の補正についてであります。荒川コミュニティ広場など、指定管理者の指定に伴う6件について債務負担行為の期間と限度額を設定しようとするほか、西薩中核工業団地分譲地購入の償還計画変更に伴う期間と限度額の変更であります。

次に、第3条、地方債の補正についてであります。地方債は、合併特例事業債など4事業の変更を行うほか、道路整備事業債を廃止するもので、起債の限度額の総額を26億5,852万9,000円にしようとするものであります。

本案は、付託分について採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第17号津波避難適応場所小原墓地への避難道路の整備を求める陳情についてであります。

この陳情は、いちき串木野市湊町3069、栄町公民館長白石康久ほか3名から提出されたものであります。

陳情の趣旨は、平成24年度に作成されたハザードマップにより、津波避難適応場所や避難所が示され、市来地域の湊地区の河川付近においては、小原墓地

付近が避難適応場所と指定された。小原墓地付近への避難道路の現状は、狹隘で傾斜が急勾配であるため、高齢者や障害者にとって避難が難しい危険な状況であり、このような状況を早急に改善し、安全かつ避難しやすい道路として整備してほしいというものであります。本委員会においては、現地調査を行うとともに、所管課から現状の聞き取りを行い、地区の状況等については陳情が提出された4公民館の世帯数は444世帯、1,065人であるが、約半数は国道3号より山手へ避難されることが想定されることや、避難場所を選定した経緯については旧市来町時代にも指定されていたとのことで、この避難道については舗装もされており、また、津波避難については、原則、徒歩で行うことを勘案すると十分活用できると考えているとの説明を受けたところであります。

審査の中では、現地調査の状況から、高齢者等のことを考えると、安全かつ避難しやすい道路として整備してほしいという趣旨は理解できることから、改善の手法については今後、検討してもらい、採択すべきものであるという意見や、狹隘で急勾配という状況の中で、もう少し安全に避難できるようにすることが必要とを感じる。避難道等については専門家の意見も聞き、地域の人たちの要望もあわせて整備を進めていくことが望ましいのではないかという意見が述べられたのであります。

本件については、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件について、陳情7件を除き、審査の経過の概要と結果についての御報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これより、総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

**○17番（福田清宏君）** 一つだけお尋ねしますが、議案質疑で答弁がなかった分でありまして、もし審査があればと思ってお尋ねをいたします。

いちき串木野市工業用地事業用定期借地制度要綱の概要案の中に、3,000㎡以上賃借し、事業所等为新設等を行う事業者に対して10年間賃貸借料無料ということではありますが、このことについて、既に

西薩中核工業団地に進出、立地している事業の土地代との整合性について委員会で審査がありましたら、お尋ねをいたします。

**○総務委員長（中村敏彦君）** 土地代そのものについては、質疑はなされませんでした。

**○17番（福田清宏君）** 既にさきの委員長報告に賃貸借料無料やむなしという報告があったんですけども、繰り返しますが、既に西薩中核工業団地に進出、立地した企業の土地代との整合性について審査はありませんでしたかとお尋ねをいたします。

**○総務委員長（中村敏彦君）** 土地代については、その時期、時期の評価額と言いますか、それは当然、変わり得るだろうという質疑が交わされたところでございます。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから、討論・採決に入りますが、予算議案第5号については、3常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第65号いちき串木野市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第66号防災行政無線戸別受信機の購入について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第67号土地の取得について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第68号いちき串木野市企業の誘致促進及び育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第17号津波避難適応場所小原墓地への避難道路の整備を求める陳情について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は採択されました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

〔教育民生委員長東 育代君登壇〕

○教育民生委員長（東 育代君） 私ども教育民生委員会に付託されました案件は、予算議案3件であります。

去る12月16日に委員会を開催し、書類審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、予算議案第5号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入についてであります。11款分担金及び負担金は、保育所委託児童保護者負担金等の追加がなされております。

13款国庫支出金及び14款県支出金は、介護給付費訓練等給付費及び保育所運営費等の追加が主なるものであります。

16款寄附金は、福祉事業寄附金315万5,000円の計上で、本市旭地区出身の方からの福祉事業に対しての寄附金とのことであります。なお、この寄附金を活用し、高齢者福祉センター及び生福保育所の備品の整備、療育園相談室への空調機設置を行うとのことであります。

19款諸収入は、市外からの保育所入所者に係る保育所受託事業収入の追加であります。

次に、歳出についてであります。

3款民生費の1項社会福祉費では、障害者等福祉費において、扶助費1億57万3,000円の追加及び老人福祉施設管理費で、串木野高齢者福祉センターの備品購入費230万円の追加が主なるものであります。

説明によりますと、障害者等福祉費の扶助費については、年々増加傾向にあるとのことで、3年前の平成22年度と比較すると大幅に伸びており、介護給付費が、件数で769件、額で7,200万円余り、率で31.5%の増になるとのことであります。また、訓練等給付費においても、件数で574件、額で8,180万円余り、率で120.3%の増となるとのことで、利用者増の要因としては、利用可能な方への周知が図られたこと及び相談事業所からの施設利用の紹介が進んでいることが考えられるとのことであります。

また、串木野高齢者福祉センターの備品購入については、高齢者クラブ等が利用される2階和室のマッサージ機や不具合のあるカラオケセットの機器更新、老朽化している会議室の長机等の購入を行うとのことであります。

審査の中で、障害者就労支援施設について市内にはどのような施設があり、どの程度の利用があるかと質したところ、市内の事業所は、就労移行支援と就労継続支援のA型及びB型に分かれており、就労移行支援については1事業所で、i テラス、本年度利用見込みが161人、就労継続支援A型は1事業所で、イマジン、今年度の利用見込みが71人。就労継続支援B型は、イマジンとワークスペース i、そして、きぼうの里の3事業所で、今年度の利用見込みが、それぞれ、12人、210人、107人になるとの答弁であります。

2項児童福祉費では、子ども子育て支援システム構築業務委託料450万円の追加のほか、社会福祉施設整備事業補助金399万1,000円の計上、入所児童数の増加に伴う私立保育所運営費5,614万5,000円を追加するものであります。

説明によりますと、社会福祉施設整備事業補助金については、市来保育園園舎の経年劣化による屋根、外壁と塗装工事に係る費用の一部を補助するとのことであります。また、私立保育所運営費については、私立保育所の入所児童を年度当初、月平均で569人と見込んでいたが、年間見込みが609人になり、40人の増加が見込まれるために、追加を行うとのことであります。なお、本市私立保育園7園の定員数は485人で、定員に対して125.6%の入所率になるとのことであります。

4款衛生費の2項清掃費では、最終処分場施設調査設計委託料を3,541万円減額するもので、入札執行事業費決定によるものとのことであります。

説明によりますと、委託事業の中身としては、基本設計、実施設計、環境影響調査、測量、地質調査等が行われるとのことであります。

審査の中で、3,541万円という大きな減額補正となった理由について質したところ、6社による入札を執行、委託の中身、内容等については、予算の段

階と何ら変わらないことから、事業者の営業努力と考えているとの答弁であります。

本案は、付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第3号平成25年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正の主なるものは、歳出の1款総務費において、訪問調査委託料を85万円減額し、同額を訪問調査員の増員による報酬等に追加、2款保険給付費においては、地域密着型介護サービス給付費を249万円減額し、同額を地域密着型介護予防サービス給付費に追加するもので、総務費及び保険給付費内での組替えを行うとのことであります。なお、今回の補正による介護保険特別会計の総予算額に変動はないとのことであります。

審査の中で、介護認定調査の直営の調査員を増員することとなった理由について質したところ、これまで、調査、委託していた事業所のうち、いちき在宅介護支援センターにおいて、本年度から調査委託を辞退したいとの申し出がなされたことにより、平成25年12月から直営の調査員を増員するとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、療特予算議案第4号平成25年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正で、歳出の2款障害児通所支援事業費に19万7,000円を追加するものであります。

説明によりますと、本年4月に開設したいちき串木野市療育園の相談室の空調機の更新と電気系統設備の修繕料を計上するもので、その財源としては、福祉事業寄附金を活用するとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これより、教育民生委員



長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります。

まず、介特予算議案第3号平成25年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、療特予算議案第4号平成25年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

〔産業建設委員長平石耕二君登壇〕

**○産業建設委員長（平石耕二君）** 産業建設委員会に付託されました案件は、単行議案7件、予算議案3件の計10件であります。

去る12月17日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

審査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第69号指定管理者の指定についてであ

ります。

本案は、いちき串木野市農村交流施設荒川コミュニティ広場の指定管理者を、引き続き荒川地区まちづくり協議会に指定しようとするもので、指定の期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までとしようとするものであります。

審査の中で、荒川コミュニティ広場だけでなく、他の公園等のトイレも含めてもっと清潔に保つことができないかと質したところ、食のまちづくりや交流人口増対策などの観点からも、適切な管理に努めていきたいとの答弁であります。また、荒川コミュニティ広場の利用が少ないのであれば、定住人口確保のために宅地として利用する考えはないかと質したところ、今回、指定管理業務を更新するに当たり、地域においても広場の利活用についてさまざまな意見が出されており、今後の広場のあり方については、荒川地区まちづくり協議会の皆さんと十分意見交換しながら検討していきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号指定管理者の指定についてであります。

本案は、いちき串木野市農村交流施設ふれんどパーク羽島の指定管理者を引き続き、れいめい羽島協議会に指定しようとするもので、指定の期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までとしようとするものであります。

審査の中で、ふれんどパーク羽島の管理、利用状況について質したところ、ふれんどパーク羽島については、主にグラウンドゴルフ等に活用されているが、利用者が練習の際はきれいに清掃したり、グラウンド整備をされるなど、非常に清潔に保たれるとともに、賑わいのある利用をされているとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号指定管理者の指定についてであります。

本案は、いちき串木野市農村交流施設れいめいふれあい公園の指定管理者を引き続き、れいめい羽島協議会に指定しようとするもので、指定の期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までとしよう

とするものであります。

審査の中で、指定管理の基準について質したところ、市で策定した公の施設の指定管理者制度に関する運用方針の中で、公の施設については原則、公募としているが、地域密着型の施設や農漁村活性化を目的に設置された施設で、地元住民で組織する団体が受託することが望ましいものについては、非公募としているとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号指定管理者の指定についてであります。

本案は、いちき串木野市大里農産加工センターの指定管理者を引き続き、市来大里加工グループに指定しようとするもので、指定の期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までとしようとするものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号指定管理者の指定についてであります。

本案は、いちき串木野市川上生活改善センターの指定管理者を引き続き、いちき串木野市生活研究グループ連絡協議会市来支部に指定しようとするもので、指定の期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までとしようとするものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号指定管理者の指定についてであります。

本案は、いちき串木野市緑の交流空間森林活用環境施設観音ヶ池市民の森の指定管理者の更新に当たり公募を行ったところ、1社の公募があり、審査の結果、引き続き、株式会社石原建設を指定しようとするもので、指定の期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までとしようとするものであります。

審査の中で、観音ヶ池市民の森の管理のあり方について質したところ、観音ヶ池一帯は、県内でも有数の桜の名所で市の大切な財産であり、桜だけでなく、ツツジ、アジサイなども含めて適切に管理し、年間を通じて賑わえるよう努めていきたいとの答弁であります。また、委員の中から、桜については、てんぐ巢病が蔓延することのないよう十分注意しな

がら管理を行ってほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号指定管理者の指定についてであります。

本案は、串木野駅前駐車場及び市来駅前駐車場の指定管理者の更新に当たり、串木野駅前広場及び神村学園前駅前広場と合わせて一括して公募を行ったところ、1社の応募があり、審査の結果、有限会社東洋ベンディングを指定しようとするもので、指定の期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までとしようとするものであります。

説明によりますと、有限会社東洋ベンディングについては、これまでも串木野駅前駐車場及び市来駅前駐車場の管理を行ってきており、今回、四つの施設を一括管理することにより、経費削減と、引き続き良好な維持管理をされることが期待できるとのことです。また、神村学園前駅前広場については、トイレの清掃や花壇等の手入れをボランティアで行っている神村学園や串木野養護学校と連絡、調整しながら維持管理を行っていくとのことであり

ます。委員の中から、神村学園前駅前広場については、指定管理者制度を導入することにより、これまで、ボランティアで管理されてきた関係者の気持ちをそぐことのないよう留意するとともに、さらに積極的に維持管理に参加してもらえるよう対応してほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第5号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）中、委員会付託分についてであります。

6款農林水産業費の農業振興費は、中山間地域等支払交付金の交付割合変更等に伴う交付金34万8,000円の追加、農業施設維持費は、農業用水路や農道などの修繕料100万円の追加であります。次に、市有林管理費は、松くい虫被害木に対する燻蒸防除にかかる委託料75万円の追加、治山費は生福上石野地区、川上柿内ヶ原地区で実施する県費単独補助治山事業の追加であります。次に、漁港建設費は、漁

港整備事業の負担率変更及びフィッシャリーナに照明灯を1基追加することによる負担金の計上等であります。

次に、7款商工費の商工振興費は、串木野駅・市来駅開業100周年及び串木野駅バリアフリー化完成記念イベントにかかる経費150万円、フェリーニューこしが平成26年1月27日から2月9日までドック入りすることから、ドック期間中の代替船運航に対する補助金80万円の計上及び空き店舗等活用促進事業補助金405万円の追加であります。

審査の中で、串木野駅・市来駅開業100周年及び串木野駅バリアフリー化完成記念イベントに係る写真パネル展示について、1日だけでなく期間を延長して設置できないかと質したところ、写真等の所有者と協議し、可能であれば、駅舎内等で展示する方向で検討したいとの答弁であります。次に、観光費は串木野さのさ荘及び市来ふれあい温泉センターの維持補修費に対する国民宿舎特別会計への繰出金643万円の追加であります。

次に、8款土木費の公共下水道事業費は、公共下水道整備事業費の減額等に対する公共下水道事業特別会計への繰出金624万9,000円の減額であります。

次に、11款災害復旧費の農業施設災害復旧費及び林業施設災害復旧費は、8月30日から9月2日にかけての集中豪雨による小規模災害の復旧費を追加するものであります。

予算議案第5号中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第3号平成25年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入において受益者負担金の一括払いが増えたことによる公共下水道事業受益者負担金125万4,000円の追加のほか、事業費決定による公共下水道事業債の減額が主なるものであります。

歳出において総務費の主なるものは、受益者負担金の前納報奨金26万6,000円の追加、事業費の主なるものは、公共下水道認可変更業務委託等の事業費決定による減額、工事請負費の新港地区汚水枝線管渠築造事業等の事業計画の見直しに伴う減額であり

ます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国宿特予算議案第3号平成25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、串木野さのさ荘の内装等に係る修繕料580万円及び市来ふれあい温泉センターのろ過滅菌装置の取替等に係る修繕料63万円を追加するものであります。

審査の中で、串木野さのさ荘においてグレードアップを図る3部屋について利用料金を見直す計画があるか質したところ、現在のところ、利用料金は現状維持とする考えであるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件について審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これから、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

**○3番（福田道代君）** 今、議案の中の74号と75号で、これまで、観音ヶ池の市民の森の管理と、それが公募で行われて1件しかなかったと、今年は。今までは、まだ何件かそういう形で公募された中で1社じゃなくて、まだほかにも申請があったんでしょうかという問題と、そして、それと同じように75号の中でも、今度、東洋ベンディング社ということになっていますけども、それもこの1社だけが、今回、申請というか、やりたいということで公契約を結ばれたんですけども、それまでも1社だけだったのか、ちょっとお伺いいたします。

**○産業建設委員長（平石耕二君）** 今回の審議の中では、公募した結果1社という審議でございました。以上です。

**○3番（福田道代君）** 公契約の問題というのは、やはり全国労働組合の総連合、いわゆる、短縮したら全労働などの方々と言われてるんですけども、公契約の適正化で地域に安全・安心をもたらしていく

という地域社会をつくっていくということも、ひとつ言われているわけなんですけども、その中で、公契約を結んだ企業に対して、市が委託をするに当たっては、きちんと労働者の賃金も保証していくということが言われているんですけども、そのような内容については、論議はなかったんでしょうか。

**○産業建設委員長（平石耕二君）** ただいまの質問でございますけれども、平成18年8月に公の施設の指定管理ということで、庁内なら庁内で公の施設の指定管理者制度に関する運用方針というのがありまして、地域密着型の施設につきましては、公募しないと。具体的には、地元住民がみずから使用している施設であって、当該地区住民で組織する団体が受託することが望ましいというような運用方針はありますけれども、特に、ただいま申されました労働関係のことについては審議なされておられません。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第69号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第70号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第71号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第72号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第73号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第74号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決し

ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第75号指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、公下水特予算議案第3号平成25年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国宿特予算議案第3号平成25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算議案第5号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する3常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は3常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第18～日程第19

議案第76号～議案第77号一括上程

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第18、議案第76号及び日程第19、議案第77号を一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

**○市長（田畑誠一君）** 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号及び議案第77号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本市の人権擁護委員である井之上洋一氏及び久木野澄隆氏が、平成26年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き、両氏を同候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。両氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともにすぐれ、適任と認め、推薦しようとするものであります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長（下迫田良信君）** これから、質疑に入ります。

まず、議案第76号人権擁護委員候補者の推薦について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第77号人権擁護委員候補者の推薦について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま、議題となっている議案第76号及び議案第77号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号及び議案第77号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第76号人権擁護委員候補者の推薦について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は17名です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（下迫田良信君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により「否」とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票願います。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1番 松崎幹夫君

2番 田中和矢君

3番 福田道代君

4番 平石耕二君

5番 西中間義徳君

6番 大六野一美君

7番 中村敏彦君

8番 楮山四夫君

9番 東育代君

10番 濱田尚君

11番 西別府治君

12番 中里純人君

13番 竹之内勉君

14番 寺師和男君

15番 原口政敏君

16番 宇都耕平君

17番 福田清宏君

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に西別府治議員、中里純人議員を指名します。

両議員の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（下迫田良信君） 選挙の結果を報告します。投票総数17票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち賛成 17票

反対 0票

以上のとおり、賛成多数であります。  
したがって、本案は同意することに決定しました。  
次に、議案第77号人権擁護委員候補者の推薦について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案の投票は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は17名です。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（下迫田良信君） 異状なしと認めます。  
点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

1番 松崎幹夫君  
2番 田中和矢君  
3番 福田道代君  
4番 平石耕二君  
5番 西中間義徳君  
6番 大六野一美君  
7番 中村敏彦君  
8番 楮山四夫君  
9番 東育代君  
10番 濱田尚君  
11番 西別府治君  
12番 中里純人君  
13番 竹之内勉君  
14番 寺師和男君  
15番 原口政敏君  
16番 宇都耕平君  
17番 福田清宏君

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了します。  
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。  
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に竹之内勉議員、寺師和男議員を指名します。

両議員の立ち会いを願います。

[開票]

○議長（下迫田良信君） 選挙の結果を報告します。  
投票総数17票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち賛成 17票

反対 0票

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第20 閉会中の継続審査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第20、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第21 閉会中の継続調査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第21、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

△日程第22 議員派遣について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第22、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しましたとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

---

△市長挨拶

○議長（下迫田良信君） この際、市長から発言の申し出がありますので許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して、対処してまいる所存であります。皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げます。

これから、いよいよ寒さが厳しくなり、慌ただしい年末年始を迎えることとなります。議員の皆様方には、健康に一層留意され、越年されますよう心から御祈念を申し上げまして、御挨拶といたします。

---

△閉 会

○議長（下迫田良信君） これで、平成25年第5回いちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時22分



## 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

- 1、件名 陳情第12号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情  
陳情第13号 川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情  
陳情第14号 原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情  
陳情第15号 川内原発1、2号機の再稼働並びに3号機増設白紙撤回についての陳情  
陳情第16号 川内原発1、2号機の再稼働に反対する陳情  
陳情第18号 川内原発1、2号機の再稼働を認めないことを求める陳情  
陳情第19号 川内原発1、2号機の再稼働に反対し、自然エネルギーへの転換を求める陳情

- 2、理由 さらに十分審査のため

平成25年12月25日

総務委員会

委員長 中村敏彦

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
  2. 行財政改革について
  3. 自治活動のあり方（人口減少対策を含む）について

平成25年12月25日

総務委員会

委員長 中 村 敏 彦

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 環境問題について
  2. 教育問題について
  3. 健康問題について
  4. 福祉問題について
  5. 医療費抑制について

平成25年12月25日

教育民生委員会

委員長 東 育 代

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興策について
  2. 商工・観光・交通運輸について
  3. 公共事業（社会資本整備）について

平成25年12月25日

産業建設委員会  
委員長 平石耕二

いちき串木野市議会  
議長 下迫田 良信 様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1. 理 由

議会への関心と信頼を高めるとともに市民への説明責任を果たすための議会情報の在り方について調査研究するため。

2. 期 限

平成29年11月12日まで

平成25年12月25日

議会広報特別委員会  
委員長 楮山四夫

いちき串木野市議会  
議長 下迫田 良信 様

## 議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1. 鹿児島県市議会議員研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市民文化ホール
- (3) 派遣期間 平成26年1月17日
- (4) 派遣議員 全議員

#### 2. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成26年1月16日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員